

まず、コミセンの運営で伺います。

(1) 人件費積算の時間単価と、1日の就業時間、1年間の就業日数をお示しください。

(2) 現行の時間単価による人件費総額を、現行最低賃金の時間単価にした場合との差額、引き上げが必要な場合は必要額を、1コミセンあたりと、総額でお示しください。

文化市民局長に伺います。

(答弁)

時間単価が821円と答弁されました。現行最低賃金を下回っており、見直しが必要ではないでしょうか。文化市民局長に伺います。

(答弁)

関係部局と協議を行っているかと答弁されましたが、関係部局とはどこでしょうか。

(答弁)

財政局長に伺います。

現状では、委託料積算で最低賃金を下回っています。これでは、指定管理者がそこで働く人に最低賃金を支払うことができず、最低賃金支払いを規定した労働基準法に反する状況です。この状態は一刻も早く改善すべきです。本来ならば当初予算編成時に改善すべきでした。なぜされなかったのでしょうか。

文化市民局では見直しが必要と考え、財政局と協議されているようですが、

補正予算での対応は視野に入れていらっしゃるのでしょうか。

2

(答弁)

財政局長にもう1点伺います。

指定管理者制度では、「公募施設のランク別人件費単価表」を定め、公の施設にふさわしい職員人件費となるよう規定しています。公募でなくとも、この規定との整合性が必要ではないでしょうか。

(答弁)

市長に伺います。

市が定めた「ランク別人件費単価表」との整合性もなく、最低賃金を払えない委託料は放置できません。労基法は、規定された労働条件を守る責任を「労働関係の当事者」としており、雇用のために委託料を払っている市にも責任があります。現状は、労働基準監督署からは是正を求められるような内容です。

公の機関である熊本市の対応が今のままでいいのでしょうか。

(答弁)

最低賃金を下回る積算単価は新年度からは是正されるべきです。必要額は2200万円、今が無理ならば、早い時期に補正予算を提案し、4月に遡って最低賃金以上への引上げを行うべきであることを指摘しておきます。

次に、教育委員会の学期雇用について伺います。

① 教育委員会で学期雇用という雇用形態をとっている政令市がありますか、ご紹介ください。

② 学期雇用は、子どもたちの夏休み・冬休み等を理由に、継続する業務でありながら、学期で雇用を打ち切る雇用です。地方公務員法第22条2の6項では、「任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たり、

職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期<sup>3</sup>を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない」と定めています。学期単位に短い任期で採用を繰り返す学期雇用は、法に照らし、不適切ではないでしょうか。

③ すみやかに改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。  
教育長に伺います。

(答弁)

学期雇用は、熊本市のあらゆる雇用形態で、最悪の雇用形態です。同じ業務に同じ人を再度雇用することを前提に、労働者を学期と言う雇用側の都合で首にするやり方で、労働者にとって不利益となる就労形態です。だから地方公務員法第22条2の6項は、「配慮しなければならない」と使用者に配慮義務を課しています。通知を持ち出して、法の義務規定をないがしろにする答弁は、根本が間違っています。だから、ほとんどの政令市がやっています。必要な見直しは行うとのことなので、継続的雇用を希望する人は、速やかに学期雇用を改めていただくよう求めておきます。

続いて、物価高騰対策です。

当初予算にある国の経済対策による物価高騰対策支援給付金は、住民税非課税世帯対象がわずかに改善となり、子どもの世帯には加算されます。しかし、止まらない物価高の中で、暮らしは厳しさを増しており、1回だけの給付金では追いつかない状況です。

(1) 今回の給付金は、定額減税の対象外と見込まれる世帯への給付で、給付金支給もしくは定額減税、どちらかで物価高騰を支援しようという趣旨です。しかし、開催中の国会では、給付金と定額減税、どちらも受けられない世帯があることが明らかになりました。これら世帯にも何らかの支援が必要だと考えますが、どのように対応されますか。

(2) 給付金の対象世帯に独自の上乗せが実施できませんか。

(3) 子ども加算は付きますが、大人だけの世帯には加算がありません。大人の

み世帯で、複数の世帯員がいる場合の加算を独自に実施できないでし<sup>4</sup>ょうか。

市長に伺います。

(答弁)

物価高騰対策の困窮世帯支援では、本市の取り組みは国の対策を一步も出ず、国の対策は止まらない物価高に見合ったものとなっていません。市長が、住民のおかれた厳しい現実をお判りならば、自治体独自の上乗せや横出しを本気になって検討すべきです。コロナ禍に続く物価高の中、市長の姿勢が問われています。

次に、福祉金庫について伺います。

①熊本市が毎年1000万円の資金を無償で貸し付けて、市社協が行っている福祉金庫について、本年度の相談件数・貸付件数・貸付額をお示しください。

②あまりにも少ない利用状況は、改善すべきではないでしょうか。市として、目的にそった十分な活用のために手立てが必要ではないでしょうか。

健康福祉局長に伺います。

(答弁)

ただいま「相談内容に応じて、その方に最も適した制度へつなげた結果」だと答弁されました。しかし、本当にそうでしょうか。

高校生を持つ方が、修学旅行費用7万円を借りるために福祉金庫を申込みれた時、16年前の返還残1万円が不能欠損処理だったために、貸さないと門前払いでした。生活と健康を守る会が相談に乗り、粘り強く交渉し、結果的には借りたそうですが、どう解釈すれば、最も適した制度へ繋がったと言えるのでしょうか。払えないとの判断で不能欠損されていた訳で、借れなければ修学旅行に行けないところでした。門前払いではあっても、適した制度に

はつながっていません。こんな心無い対応は福祉とは言えません。

このような事例を見れば、利用が少ないだけでなく、市が無償で提供した資金が目的である福祉に活用されておらず、市が資金を出す意味がありません。困難を抱える利用者への寄り添った対応となるよう、改善が必要です。

最後に、公共施設のトイレ洋式化について伺います。

① 建設から15年以上経過している公共施設のトイレ洋式化の状況・洋式化率を、施設区分ごとにお示しください。

② 洋式化率向上のための取り組みをご説明ください。

財政局長に伺います。

(答弁)

答弁では、施設区分ごとの洋式化率は、学校・児童関係施設49%、社会福祉関係施設52%と、真っ先に洋式化してほしい施設が遅れています。商工観光関係施設は78%とのことですが、人が集まる流通情報会館・食品交流会館などは42%です。

2024年度当初予算には、38件で約5億円が計上してあるようですが、そのうち4億450万円・84%は、10カ年計画で洋式化をすすめている学校トイレです。その他での設置工事予算は、水前寺野球場はじめ4施設で4410万円、無いに等しいものです。学校以外も、施設区分ごとに計画を立てトイレの洋式化を抜本的にすすめる必要があります。実施を要望してきます。